

村上市指定給水装置工事事業者 申請時必要書類一覧

R4.12.9 時点

書類 内容	申請書 (第1号)	誓約書 (第2号)	定款 (法人事業者のみ)	(法 登 記 事 項 証 明 書 の み)	事業者 指定 事項 変更 届出 (第4号)	廃止・ 休止・ 再開 届出書 (第5号)	主任 技術 者選 任・ 解任 届出書 (第6号)	交付 番号 の分 かる もの (免 状の 写し 等)	指定 更新 時確 認書 (第7号)	手数料
新規指定申請	○	○	○	○			○	○		3,000円
指定更新申請	○	○	○	○			○	○	○	2,000円
法人事業者の 事業所の名称や所在地の変更				○	○					
個人事業者の 氏名や名称、住所の変更		○		○	○					
法人事業者の 代表者の変更				○	○					
法人事業者の 役員の変更		○		○	○					
主任技術者の氏名の変更					○			○		
事業の廃止・休止・再開						○				
主任技術者の選任・解任							○	○ ※選任時のみ		

- 新規指定申請の指定手数料について：申請書類の確認後、指定証に申請手数料納入通知書を同封いたします。
- 指定更新申請の指定手数料について：申請書類の提出時に窓口にてお支払いいただきます。
- 登記事項証明書及び定款について：同時に村上市排水設備等指定工事店の申請も行う場合は、給水が排水のどちらかに原本が添付されていれば、写しでも可です。